

令和5年度 第2回  
富士市都市計画審議会会議録

令和6年2月7日(水)  
富士市庁舎9階 第2委員会室

1 開催日時

令和6年2月7日（水）午後2時から3時30分まで

2 会場

富士市庁舎9階 第2委員会室

3 出席委員13人

- (1) 第1号委員 浅見 祐司、長橋 房良、渡邊 孝、大山 勲
- (2) 第2号委員 太田 康彦、笠井 浩、井出 晴美、鈴木 幸司、藤田 哲哉
- (3) 第3号委員 大塚 義則、西室 康二、（代理）谷口 雄一、遠藤 晃

4 欠席委員2人

- (1) 第1号委員 小林 武司、亀井 暁子

5 説明部署、事務局等の職員

- (1) 都市整備部  
部長 中田 浩生
- (2) 都市計画課  
課長 野毛 史隆、調整主幹 大場 亜紀子、主幹 小泉 達也、大野 和也  
担当 石川 泰、金指 拓真、菊池 将平

6 議題

審第1号 第三次富士市都市計画マスタープラン（案）

審第2号 富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（案）

(午後 2 時 0 0 分 開会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、令和 5 年度第 2 回富士市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本審議会事務局であります、都市計画課の大野と申します。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入る前に、本日の傍聴の取扱いですが、富士市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、公開での開催といたします。

議事録につきましても公開となっており、市のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承下さい。

次に、本日の欠席、代理出席についてご報告いたします。

第 1 号委員の亀井暁子委員、小林武司委員、第 3 号委員の楠ヶ谷良巳委員から、欠席のご連絡をいただいております。

なお、富士市都市計画審議会運営要領第 5 条において、「行政機関の職員のうちから任命された委員が会議に出席できないときは、その職務を代理する者が議事に参与し、採決に加わることができる」としています。

この規定により、富士警察署署長楠ヶ谷委員の代理として、富士警察署交通課の谷口雄一様にご出席いただいております。

なお、笠井浩委員につきましては、少し遅れる旨、ご連絡をいただいております。

これにより、本日の出席委員は 13 人となり、過半数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、次第 2、副市長挨拶です。

事務局

山田副市長、お願いいたします。

山田副市長

本日は大変お忙しい中、令和5年度第2回富士市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃から本市の都市づくりの推進に格別のご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は2つの審議案件を予定しております。

1つ目は、本市の今後の都市づくりの方針を示す重要な計画である「第三次富士市都市計画マスタープラン（案）」についてであります。本市では、平成26年に策定した現行計画から集約・連携型の都市づくりに取り組んでまいりましたが、その後の人口減少や社会・経済情勢の変化は著しく、これらの課題への対応として、更なる都市機能の集約と質の向上を図り、住みたい・住み続けたいと思える都市づくりを実現するため、新たなマスタープランの策定作業を進めてまいりました。

2つ目は、都市計画マスタープランの具現化版である「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（案）」についてであります。現行計画は策定から5年が経過しており、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための防災指針の位置付けを行うなど、都市計画マスタープラン策定に併せ、改定作業を進めてまいりました。

本日は、この2つの計画について、昨年11月から1か月間実施いたしましたパブリック・コメントを踏まえ、最終案の取りまとめを行いましたので、ご審議をお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、次第3、付議を行います。

大山会長、山田副市長、会長席の前へお願いいたします。

山田副市長

富士市都市計画審議会会長、大山勲様。

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり審議会に付議いたします。

審第1号第三次富士市都市計画マスタープラン（案）

審第2号富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（案）

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局

申し訳ございませんが、副市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、次第4、審議案件です。

富士市都市計画審議会条例施行規則第3条により、「会長は、会議の議長となる」と規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。

大山会長、よろしくお願いいたします。

大山会長

皆様こんにちは、議長を務めさせていただきます大山です。

よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名人を指名させていただきます。

長橋委員、笠井委員のお二人にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、審議案件について、議事を進めます。

本日は2件の審議案件がございます。

大山会長

はじめに、審第1号「第三次富士市都市計画マスタープラン(案)」について事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課

都市計画課の野毛です。

野毛課長

それでは、審第1号「第三次富士市都市計画マスタープラン(案)」についてご説明いたします。

審第1号の議案書合紙の次のページをお願いいたします。

本件につきましては、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づくものであります。都市計画マスタープランは、市町村の都市計画の最も基本となる計画であり、策定の節目節目において本審議会に報告させていただき、頂戴したご意見を踏まえ、策定作業を進めてまいりました。

このたび、昨年11月から実施いたしましたパブリック・コメントの結果を踏まえ、最終案として、取りまとめを行いましたので審議をお願いするものであります。

なお、審議内容の説明につきましては、パブリック・コメントの実施結果と併せて、担当が行いますので、よろしくをお願いいたします。

都市計画課

都市計画課の石川と申します。よろしくをお願いいたします。

石川

それでは、審第1号「第三次富士市都市計画マスタープラン(案)」について」の補足説明をいたします。

本プラン案につきましては、前回、9月27日に開催しました本審議会においてご説明いたしましたが、本日は付議案件でございますので、再度、要点を絞って、ご説明させていただきます。

また、本プランの説明後に、11月から1か月間実施した、パブリック・コメントの結果につきましても、ご報告させていただきます。

まず、現行マスタープランにつきましては、平成26年3月に策定いたしましたが、本年度をもって10年が経過することや、昨今

の社会・経済情勢の変化等を踏まえ、令和3年度から3か年をかけて、新たなマスタープランの策定作業を進めてまいりました。本日は、本編に沿って、ご説明いたします。

それでは、2ページをお願いいたします。

序章計画策定にあたってです。1都市計画マスタープランとはでは、マスタープランの位置付けや役割等についてまとめております。目標年次を、概ね20年後の令和27年とし、都市づくりの基本方針については10年後の令和17年としております。

3ページの1－5富士市都市計画マスタープランの構成をお願いいたします。

マスタープランは、今後の都市づくりの基本的な考え方を示す全体構想、まちなかや地域に特化した構想など、全5章から成っております。

4ページをお願いいたします。

2策定の背景とポイントです。コンパクト・プラス・ネットワークの推進や災害の激甚化・頻発化に対応した国土の強靱化、SDGsの達成など、社会・経済情勢の変化に対応した都市づくりを適切に進めるべく、策定作業を進めてまいりました。

10ページをお願いいたします。

第1章富士市の現状、都市づくりの課題及び方向性です。申し上げました社会・経済情勢の変化と、人口や土地利用、都市交通等の富士市の様態、そして市民意向調査の結果を整理し、都市づくりにおける課題の抽出を行いました。

11ページをお願いいたします。

都市計画課

石川

2 富士市の現状です。

2 - 1 富士市の様態の（1）では、人口や世帯数等を整理しております。令和 27 年の本市の人口は、20 万 1 千人にまで減少、少子高齢化も一層進行すると予測されております。

12 ページをお願いいたします。

（2）産業においては、製造品出荷額等や中心市街地来街者数の推移等を示しております。

また、13 ページでは、小売店舗の出店・撤退状況と観光交流客数の推移をまとめております。

14 ページをお願いいたします。

（3）土地利用です。本市の都市計画区域における土地利用は、自然的土地利用が 62.3 パーセント、住宅用地や商業・工業用地等の都市的土地利用が 37.7 パーセントとなっております。

続きまして、15 ページは、人口集中地区を示す D I D の推移を示しております。D I D は、市街地の拡散・集約の指標として、用いられておりますが、本市の値は、県内の D I D を有する市町では、3 番目に低い値となっております。

16 ページをお願いいたします。

（4）都市交通では、都市計画道路の改良済み延長及び移動における交通手段分担率の比較、公共交通の利用者数の推移等を示しております。

17 ページから 19 ページにかけて、都市環境、都市防災、都市景観、財政の視点から、現状分析等を行っております。



20 ページをお願いいたします。2-2 都市づくりに関する市民の意向です。ここから 23 ページにかけて、その結果をまとめておりますが、81.2 パーセントの市民が住みやすいと回答する一方で、住み続けたいと回答する割合は、66.7 パーセントとなっております。

22 ページの(3) 将来望む富士市の姿につきましては、自然災害に強く、犯罪が少ない安全・安心な都市や生活利便性の高い都市、移動しやすい都市を望む割合が高くなっております。

24 ページをお願いいたします。

3 都市づくりの課題です。本市の現状、市民の意向等を踏まえ、着目する視点を、現行マスタープランの 4 つから 6 つに細分化し課題を抽出いたしました。

26 ページをお願いいたします。

4 都市づくりの方向性です。平成 26 年に策定した現行マスタープランでは、これまでの人口増加時代の「つくる・ふやす」考え方から人口減少を前提とした「いかす・まもる」考え方に軸足を移し、都市づくりの方向性を「持続可能なまちづくり」と決めました。

このような中、都市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきており、リニア中央新幹線や新たな高速道路等の高速交通ネットワークの発達に伴い、全国規模でこれまでにない新たな対流が生まれつつあります。

この対流を積極的に呼び込み、発展性のある「持続可能な都市づくり」を進めるためには、個性を磨き、都市としての価値や魅力を高めることが重要であることから、今後の都市づくりの方向性を「個性を磨く 持続可能な都市づくり」と定めます。

30 ページをお願いいたします。

ここからが、第2章全体構想となります。

はじめに、1 全体構想のねらい・構成です。全体構想は、基本理念や目標など、今後の都市づくりの考え方を全市的・長期的な観点で定めたものであります。

31 ページをお願いいたします。

2 都市づくりの基本理念です。現行のマスタープランで掲げる「富士山のふもと 誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり」を踏襲するとともに、総合計画の目指す都市像「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」と整合を図り、「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり」と設定いたしました。

32 ページをお願いいたします。

3 都市づくりの目標です。基本理念の実現に向けて、課題で整理した6つの視点から、各々の目標を設定し、これらの目標に基づく都市づくりを着実に進めてまいります。

33 ページをお願いいたします。

4 将来の都市の骨格です。目標の達成に向けた基本的な土地利用のあり方や、主要な都市機能の配置・連携のあり方を将来の都市の骨格として、そして骨格となる要素を、エリア・拠点・軸として設定します。

34 ページをお願いいたします。

4-1 都市の骨格形成の考え方です。先程申しあげました対流的確に呼び込むとともに、魅力ある都市空間の形成や安全で便利な移動環境の創出などに取り組み、集約・連携型の都市づくりを確固

たるものにしていくため、都市の骨格形成の考え方を、「集約・連携型の都市づくり～富士山の恵みを活かした魅力的な都市空間と安全で便利な移動環境～」と設定いたします。

35 ページをお願いいたします。

4-2 将来の都市の骨格です。(1) エリアは、土地利用の最も基本的な考え方です。こちらは、マスタープランの上位計画である「国土利用計画富士市計画」の地域区分の考え方や土地利用の特性を踏まえ、4つのエリアを設定しております。

36 ページをお願いいたします。

(2) 拠点は、都市活動を支える都市機能の配置の考え方を示すものであります。広域都市間の交流を促進する拠点として新富士駅周辺の位置付けを、現行プランの都市生活・交流拠点から広域都市交流拠点に変更いたしました。

また、地域生活の中心地で、地域生活を支えるサービス提供の場である地域生活拠点につきましては、立地適正化計画の内容と整合を図り、富士川駅周辺、吉原駅周辺、岳南富士岡駅周辺を追加いたしました。

37 ページをお願いいたします。

(3) 軸は、都市・拠点・地域の連携の考え方を示すものでありますが、新たに対流促進軸を追加し、新東名高速道路、国道1号、東海道新幹線などを位置付けております。

38 ページをお願いいたします。

鉄道沿線まちづくり交流軸は、観光資源としての交流や鉄道路線と沿線地域の連携により多様なまちづくりを促進する軸として、岳南鉄道線沿線に新たに設定するものであります。

都市計画課

石川

39 ページをお願いいたします。

都市の骨格を形成する上で、エリア・拠点・軸は、相互に連携することが重要であり、これらの配置や関係等が分かる将来都市構造図をお示ししております。

41 ページをお願いいたします。

5 都市づくりの基本方針です。都市づくりの基本方針は、今後の都市づくりを総合的・計画的に進めていくために、各種施策の実施に関する基本的な考え方を、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災及び都市景観の5分野において、整理しております。

42 ページをお願いいたします。

5-1 土地利用の基本方針です。基本的な考え方といたしまして、原則として住居系・商業系の市街化区域は拡大しないことや市街地における都市機能や居住の適切な誘導等を設定しました。

これに基づき、市街化区域における住宅地や商業地、工業地、誘導区域、市街化調整区域及び都市計画区域外における土地利用の基本方針を示しております。

46 ページをお願いいたします。

ページの中ほど、秩序ある都市的土地利用の実現では、市街化調整区域における工業用地や公共公益施設等の跡地、観光資源を活用した土地利用等の考え方を新たに整理いたしました。

47 ページは、申しあげました基本方針に基づく土地利用の基本方針図となります。

49 ページをお願いいたします。

5 - 2 都市交通の基本方針です。基本的な考え方といたしまして、過度に自動車に依存しない都市交通体系の構築や公共交通サービスの有機的な連携による、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境の創出と新たな公共交通サービスの導入等を設定しました。

50 ページをお願いいたします。

公共交通体系の基本方針の中で、新たな公共交通施策として、MaaSや自動運転といった新たな公共交通サービスの導入について位置付けております。

ページ下段の(2)道路交通体系の基本方針をお願いいたします。こちらは、主に都市計画道路の整備や維持管理、見直しに関する方針となります。また、自転車・歩行者空間の整備方針などについても整理を行っております。

53 ページをお願いいたします。

こちらが、都市交通の基本方針図となります。現行マスタープラン策定時から、バス路線の退出等を背景にデマンドタクシーの導入が進み、緑色の「地域特性に応じた公共交通サービスの提供」エリアが拡大しております。

55 ページをお願いいたします。

5 - 3 都市環境の基本方針です。基本的な考え方といたしまして、豊かな水・緑の保全と活用による自然環境と調和・共生した都市環境の維持・創出、公園の整備、維持管理及び見直しの推進等を設定いたしました。

(1) 水・緑の環境整備とネットワーク化では、都市の骨格となる自然環境の保全と管理や都市計画公園の整備方針の見直し等について整理しております。

都市計画課

石川

57 ページをお願いいたします。

(2) 良好な市街地環境の創出では、年々増加傾向にある空き家対策や安全・快適・衛生的な住環境の創出について、整理しております。

58 ページをお願いいたします。

(3) 資源循環型社会の形成と脱炭素化の促進では、新たに脱炭素型都市の形成、新エネルギーの活用、公共施設などのZEB化の推進等を位置付けております。

59 ページは、骨格的な自然環境や都市公園、水と緑の拠点などを示した都市環境の基本方針図となります。

61 ページをお願いいたします。

5-4 都市防災の基本方針です。昨今の激甚化・頻発化する大規模自然災害の発生等を踏まえ、基本的な考え方といたしまして、防災と減災の観点からの災害に強い都市づくりや、事前復興を通じた、市民・事業者・行政の意識の共有化を設定いたしました。

62 ページをお願いいたします。

防災施設整備の基本方針の、風水害に対する備えにおいて、新たに浸水被害や土砂災害の防止・軽減に対する方針を整理しております。

64 ページをお願いいたします。

(3) 市民や事業者との協働による事前復興等の取組に関する基本方針では、発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、平成27年度に策定した「富士市事前都市復興計画」の見直し等を位置付けております。

65 ページをお願いいたします。

都市防災の基本方針図です。図では、令和2年度に策定した「富士市国土強靱化地域計画」の取組の中から、都市計画マスタープランと関連性の高いものを抜粋し、示しております。

67 ページをお願いいたします。

5-5 都市景観の基本方針です。基本的な考え方として、富士山の眺望を守り、活かす、本市の魅力を高める総合的な景観形成

を設定しました。

(1) まちのシンボルとなる景観の保全・形成では、市街地等の眺望景観の保全・形成や富士市の顔となる景観の形成、質の高い公共施設景観の形成について位置付けております。

69 ページをお願いいたします。

(2) 魅力的なまちなみ景観の保全・形成です。ここでは、住宅地、商業・業務地、工業地等の景観形成や誘導について、整理を行っております。

71 ページをお願いいたします。

都市景観の基本方針図です。富士山への眺望軸や市の顔となる景観、富士市景観計画に基づく景観重要公共施設等を示しております。

ここまでが、第2章全体構想となります。

74 ページをお願いいたします。

第3章まちなかまちづくり構想です。マスタープランでは、「富士駅周辺」、「吉原中央駅・吉原本町駅周辺」、「新富士駅周辺」の各拠点を含んだ一団の市街地を「まちなか」と位置付け、「まち

なか」に関する方針を掘り下げ、より具体的なプランである「まちなかまちづくり構想」を位置付けるものであります。

策定にあたり、地域の事業者や関係団体等で構成するまちなか懇話会を組織し、ご意見をいただくとともに、新富士駅周辺地区においては関係町内からの意見聴取を行い、構想案を取りまとめました。

77 ページをお願いいたします。

こちらは、まちなかまちづくり構想の全体コンセプトとなります。全体構想で掲げる都市づくりの基本理念や目標の実現にあたっては、都市の中心地が、安全・便利・快適な都市空間であることが必要であり、魅力的なまちなかの形成が、都市全体の魅力向上にも繋がることから、まちなかまちづくりのコンセプトを、「魅力ある個性が多様な交流を生む発見と期待あふれる『まちなか』」と設定いたしました。

79 ページをお願いいたします。

ここからは、個別の構想となります。79 ページから 87 ページが、富士駅周辺地区まちづくり構想、89 ページから 97 ページまでが、吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区まちづくり構想、99 ページから 107 ページまでが、新富士駅周辺地区まちづくり構想と、拠点ごとの構想としてまとめております。

110 ページをお願いいたします。

第 4 章地域別構想です。地域別構想は、全体構想に即しつつ、地域の特性等を踏まえたまちづくりプランとして確立したものであります。策定にあたりましては、実際にまちづくりの担い手となる地域住民の方々に構成する懇話会を組織し、地域住民の目線からのまちづくりの考え方を盛り込んでまいりました。



111 ページをお願いいたします。地域区分の考え方です。

地域区分については、まちづくりセンターのグループを参考に、市内を6つのブロックに区分し、個別構想を位置付けております。この区分は、現行のマスタープランから変更はありません。

112 ページをお願いいたします。

ここから、各ブロックの構想をまとめておりますが、どのブロックも同様の構成としております。地域まちづくりの課題を、全体構想と同様に、居住や移動、交流、産業など6つの視点から抽出し、まちづくりの目標と方針を設定しております。

ページ飛びまして、174 ページをお願いいたします。

第5章都市づくりの推進に向けてです。マスタープランに基づく都市づくりを推進する上で、都市づくりの担い手となる全ての人のガイドラインとして定めたものです。

176 ページをお願いいたします。

3 将来都市像の実現に向けた施策の展開ですが、まず、都市づくりの手法・制度の活用につきましては、用途地域をはじめとする地域地区や道路や公園、下水道等の都市施設の整備、地区計画及び都市計画提案制度等の積極的な活用を図ります。

また、「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」等に基づく取組や、SDGsの視点に立った都市の持続性を高める取組を展開いたします。

181 ページをお願いいたします。

4 都市づくりの担い手の考え方です。協働の都市づくりを推進するため、市民・事業者・行政の役割について、基本的な考え方を示しております。

都市計画課

石川

183 ページをお願いいたします。

5 都市計画マスタープランの進行管理・見直しの考え方です。総合計画の「成果指標」を確認するほか、マスタープランに位置付けた施策の進捗状況を把握し、必要に応じて適切な対応を図ります。

また、今後の法改正や人口・産業動向の変化、市民の意向等を総合的に踏まえ、必要に応じて、適切な見直しを図ってまいります。

186 ページをお願いいたします。

ここからは、参考資料として、策定の体制及び経過と用語解説をまとめております。

192 ページをお願いいたします。

1 - 2 策定の経過です。令和 3 年度からマスタープランの策定作業を進めてまいりましたが、これまでに庁内関係部局から構成する庁内検討委員会を 7 回、有識者や各種団体の代表者及び市民代表で構成する市民懇話会を 5 回、まちなか懇話会を 5 回、地域別懇話会を 18 回、地域別説明会を 7 回、また、本審議会での説明を 3 回行うなど、意見聴取に努め、計画に反映させてまいりました。

また、表の中にあるとおり、昨年 11 月からパブリック・コメントを行い、本プランに対するご意見をいただいておりますので、それに対する市の考え方の概要をご説明させていただきます。

それでは添付しております、資料 1 パブリック・コメント制度による「第三次富士市都市計画マスタープラン（案）」に対する意見募集の結果についてをご覧ください。

1 意見募集の概要についてです。

(1) 意見募集方法は、富士市ウェブサイトへの掲載と、都市計画課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧により、実施いたしました。

(2) 募集期間は、令和5年11月15日から12月15日の1か月間でした。

(3) 意見提出方法は、ウェブサイトの送信フォーム、電子メール、郵便、FAX、担当課への直接提出のいずれかといたしました。

2 意見募集結果についてですが、意見提出者の数は5人で、提出された意見の数は9件であり、ウェブページアクセス件数は985件でした。

2 ページをお願いいたします。

提出された意見を、「第三次都市計画マスタープラン（案）」の都市づくりの基本方針の、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災、都市景観の5分野に整理しました。四角で囲んだ内容が1つの意見となります。

まず、1 土地利用に関する意見になりますが、3件ありました。

1つ目の意見と市の考え方の概要です。

富士駅北口と南口は、全体的に暗いイメージ。

富士駅の改札口近くにキヨスク、パン屋と喫茶を併用している所しかない。

富士駅近くに住んでいる人達の買物の不便さを改善すべきである。

富士駅周辺に商業施設などを誘致していかなければ発展していかないと思う、とのご意見でした。

都市計画課  
石川

こちらの意見につきましては、既に盛り込み済みといたします。

ご提案と同様に、本市の玄関口である富士駅周辺のまちづくりの重要性は認識しており、本案でも富士駅周辺を「都市生活・交流拠点」に設定しております。

また、富士駅北口では富士駅北口再整備事業が進められており、具体的には、市が事業主体となり公益施設を整備するほか、民間が事業主体となり、分譲マンションや店舗等が入った複合施設を整備する予定となっております。

さらに、これらのハード整備のほかに、「エキキタテラス」等のイベントを開催しており、歩行者の回遊性を向上させ、滞在時間の拡大につながる様々な施策や取組も推進することとしております。

今後は既存の商店街と富士駅北口再整備事業を融合させ、多くの人が集まる交流・賑わいが生まれるまちづくりに取り組んでまいります。

3 ページをお願いいたします。

2 つ目の意見です。

富士駅周辺地区の再開発について、いまいち盛り上がらないのは、「内部に大手が入って、数年でいなくなって、ゴーストビルになるんでしょ」という思いが少なからずあるからだと思う。

血縁によらない事業のひきつぎについてはどうなのか、とのご意見でした。

本日、差し替えさせていただきました資料は、こちらの市の回答に誤りがありました。重ねてお詫び申し上げます。

こちらの意見につきましては、今後の参考にするものいたします。

富士駅北口再整備事業における商業施設の導入につきまして、多様な業種・業態への需要調査と地権者の意向を踏まえ、商業床の面積が過大とならないよう精査し、事業計画を作成しております。

オープン後における空き床の発生時には、地権者の皆様と連携して誘致活動を行うとともに、商店街や地域と連携したイベントの実施等、継続的な活用を行い、賑わいのあるまちづくりに取り組んでまいります。

続きまして、3つ目の意見です。

いくら計画しようとも既存の商店がなくなっては元も子もない。問屋が小わけにするのがめんどくさいから取引をやめる等のいじめを、売り上げが黒字の商店に対してやっているとのこと。

やはり商店がないと人はおろか車も通らない。富士市の商店街がそうになってほしくない、とのご意見でした。

こちらの意見につきましては、今後の参考にするものいたします。

ご意見のとおり、商店街の活性化は、発展性のある「持続可能な都市づくり」を推進する上で、重要な課題であると認識しております。

このため、第2章全体構想の将来都市構造図では、市内の既存商店街周辺に「都市生活・交流拠点」及び「地域生活拠点」を位置付け、「まちなか」及び地域の賑わい、生活利便性の向上を図ることとしております。

また、第3章まちなかまちづくり構想では、「富士駅周辺地区」、「吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区」において、個別構想を位置付けており、今後も人を呼び込む好循環なまちづくりを進めてまいります。

土地利用に関する意見は以上になります。  
続きまして、4ページをお願いします。  
2都市交通に係る意見は2件ありました。  
1つ目の意見です。

#### 交通網の見直し

- 1、バス料金が低い
- 2、バスの走行していない地域が多い為に不便

富士市在住の方々の交通手段は車が主体である。お年寄りの方も多く在住している。

もっと市長及び関係職員の方々は真剣に考えるべきだと思う。

宇都宮市のように路面電車を走らせるような事も考えれば良いと思う。

今のバス料金は他の市よりも高いのでは。

市がもっと市民の為に援助しなければならないと思う、とのご意見でした。

こちらの意見につきましては、今後の参考にするものとしたします。

「バス料金が低い」につきましては、富士市民の移動手段は、自動車の73.8パーセントに対して、バスは0.5パーセントと低い値となっており、バス利用者の減少傾向に歯止めが効かない状況にあります。

行政としては、市内バス事業者に対し、路線維持に係る補助金を交付しておりますが、バス事業者は厳しい経営状況下にあります。現在のバス料金の設定は、近隣市の設定と同程度であるとともに、事業継続を図る上でも、妥当なものと考えております。

次に「バスの走行していない地域が多いために不便」につきましては、公共交通空白地域の解消に向けて、地域との協働のもと15路

線のコミュニティバス・デマンドタクシーを、また、市が事業主体となり2路線の路線バスを運行しております。今後も、積極的に公共交通空白地域の解消に取り組んでまいります。

なお、昨年8月に宇都宮市で運行を開始したLRTにつきましては、事業費用や公共交通利用者数等を勘案いたしますと、導入は現実的ではないと考えております。

以上から、今後は市民ニーズを見極め、路線バスの運行内容の改善や乗継の利便性向上、市民・事業者・行政の協働による利用促進に取り組んでまいります。

5ページをお願いいたします。

2つ目の意見です。

岳南電車を延ばしてほしい。

赤灯台から白灯台を渡り、港公園から堤防を緑地公園付近まで通ると楽しい、とのご意見でした。

こちらの意見につきましては、反映できないものといたします。

岳南鉄道線は、開業当初は、沼津方面への延伸計画がありましたが、岳南電車株式会社からは、「利用者数は大きく減少しており、現在、路線の延伸を検討できる状況ではない」と伺っております。

本市では、岳南電車株式会社に対して、平成16年度から路線維持に係る補助金を交付しておりますが、地域公共交通は、鉄道やバス、タクシー等の交通機関が相互に連携して、ネットワークとしての機能を発揮することから、岳南鉄道線にこだわることなく、市民や来訪者の移動の足の確保に取り組んでまいります。

都市交通に関する意見は以上になります。

続きまして、3都市環境に関する意見は2件ありました。

1つ目の意見です。

都市計画課  
石川

富士駅北口駅前構想で18階分譲マンション、学校、商業施設、憩いの広場などができる予定のようですが、近くには王子製紙があり、製紙工場の煙突から出る煙りに、臭いなどのクレームが出なければ良いと思います。

もし対策を考えてないようなら対策を考えておくべきだと思います。

郊外へ製紙工場を移転させるべきだと思う。老若男女が富士駅周辺に集まり活気ある街になる事を期待しています、とのご意見でした。

こちらの意見につきましては、今後の参考とするものいたします。

当該工場からの煙の排出量および、においにつきましては、これまでも市環境部局が測定を行っており、基準値内であることを確認しております。

富士駅周辺地区が、老若男女が集まり活気ある街となるよう、本案におけるまちづくりのコンセプト「富士山を望む本市の玄関口として、個性と新しさの融合により、多くの人が集い、多様な交流が生まれるまち」への再生を目指し、市民・事業者・行政が一体となって施策に取り組んでまいります。

6ページをお願いいたします。

2つ目の意見です。

富士市はなぜ今の物価高騰で生活が大変な時期に水道料金値上げをしようとしているのかが納得できない。貧困層の方々には補助などして頂けるのか。

県内の他の市では下水道基本料金の免除などを行っているようです、とのご意見でした。



都市計画課  
石川

ご指摘の件につきましては、本案と関連が薄いため、回答は控えさせていただきますが、市民生活に関わる大切な内容でありますので、市役所内関係部署と共有させていただきます。

都市環境に関する意見は以上になります。

続きまして、4都市防災に関する意見は1件ありました。

海のテトラポットをすべてなくしたい。沼津の海岸はない、とのご意見でした。

こちらの意見につきましては、反映できないものとしたします。

富士海岸における消波ブロック、いわゆるテトラポットの設置は、波による浸食から砂浜を守る役割があり、堤防が破堤に至らぬよう、砂浜の浸食部分を回復させることを目的としております。

このため、現状では、消波ブロックの設置は必要なものと考えております。

都市防災に関する意見は以上となります。

続きまして、5都市景観に係る意見は1件ありました。

富士駅周辺の景観をもっと良くすべき。電柱電線などは富士宮駅前周辺のように地下に埋め込みしないと富士山も綺麗に見えない。とのご意見でした。

こちらの意見に対する市の考え方は、今後の参考にするものとしたします。

富士駅周辺の景観についてですが、本案の都市景観の基本方針において、「富士市の顔となる景観の形成」を図るため、富士駅周辺における建築物や屋外広告物等の適正な誘導により、富士山の眺望

都市計画課  
石川

に配慮した市街地の景観形成に取り組むことを位置付けております。

また、富士駅北口再整備事業においては、富士山の景観を活かした駅前空間を創出するため、道路・駅前広場の整備を一体的に進めることとしております。

本案に位置付けたこれらの基本方針や事業等を通じて、今後も、本市の魅力を高める総合的な景観形成に取り組んでまいります。

以上が、第三次富士市都市計画マスタープランへの意見とそれに対する市の考え方になります。

今後は、本審議会での審議を経て、3月に本プランの策定を予定しております。

「第三次富士市都市計画マスタープラン（案）」の説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

はい、井出委員、お願いします。

井出委員

これまでの審議の中で、様々な要望・意見等を述べさせていただきまして、今回、要望・意見等ではないですが、議案書を拝見した中で、それらが反映されているのか確認させていただきたいと思っております。

まず、議案書 78 ページの第 3 章まちなかまちづくり構想で、毎回伺いをして申し訳ないと思っておりますが、前回伺った際にも、この

井出委員

ページについては未完成の状態で、今後、写真の情報も入れていくということでした。

今回の紙面を見ても変わっていないものですから、確認をさせていただきたいと思います。

口頭で結構ですので、どのようなレイアウトをお考えなのか伺いたいと思います。

もう1点は、先ほど、パブリック・コメントの回答についてご報告いただきました、パブリック・コメント意見の3ページ下段になります。3ページ下段の3つの意見の中で、2つ目の「小耳にはさんだのだけど問屋が」から始まる意見がございます。

この2つ目の意見にある「問屋が小分けにするのがめんどくさいからやめる等のいじめを、売り上げが黒字の商店に対してやっているとのこと。市としてできることはないのか。」この文面については、どのような意味合いがあるのか少し理解ができないものですから、市はどのように解釈をされているのかお伺いしたいと思います。

この2点について、お願いします。

大山会長

では、この2点について回答をお願いします。

都市計画課  
大場調整主幹

はじめに、議案書の78ページのレイアウトの件についてご説明させていただきます。

前回から、各まちなか拠点の写真だけを載せていまして、背景には輪を入れて、繋がりを持たせるような形で考えていきたいと思っておりましたが、こちらの議案書は素案でして、ここに注釈を入れながら、どのような関係性があるのか、また、まちなかの拠点が、どのように結ばれるのかということを示した地図と併せて入れていきたいと思っております。そうした中で、「第三次富士市都市計

都市計画課  
大場調整主幹

画マスタープラン（案）」が実際に冊子となった時に、見ていただいた方が、理解しやすい形にしていきたいと考えておりますので、本日はこの状態でお示ししましたが、ご理解いただきたいと思えます。

続きまして、パブリック・コメントの3ページ下段についての質問ですが、ご質問にありました「小耳にはさんだのだけど」という所で、具体的にこちらについては回答を示しておりません。

実は、今回のパブリック・コメントは、記名の方につきましても、無記名の方につきましても、全て記載させていただきました。そのような中で、記名の方につきましては、分からない点の聞き取り等ができましたが、こちらの意見は、無記名の方のご意見でして、実際に聞き取りをしながら対応することは難しかったという経緯がございます。

そのため、この文面だけで、どのような状況を示しているのかを、判断することができなかつたので、敢えて触れませんでした。このようなご意見があるということを示すため、今回記載させていただいたということをご理解いただきたいと思えます。

井出委員

はい、1点目については分かりました。

どうか冊子になった時には、素敵な紙面にさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

2点目についても、事情はよく分かりました。ただ、いじめ云々という言葉が出てきたものですから、確認させていただきましたが、この文面のようなことが、もし事例としてあるのであれば、伺いたいと思えましたので確認させていただきました。

大山会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

大山会長

はい、笠井委員、お願いします。

笠井委員

開会に遅れて申し訳ありませんでした。

1つだけ、質問というか、ご意見させていただければと思います。

49 ページ、50 ページ、それからパブリック・コメントの報告の都市交通の中で、市民の足のことが課題として出されていると思いますが、今回の議案書に、M a a S や将来を見据えた新たな公共交通サービスという言葉が入っています。

実は、昨日、富士市難病患者・家族連絡会という難病の方々の団体と福祉保健委員会の懇談会がありまして、その中で、難病を抱えていらっしゃる方、歩くのが不自由な方がたくさんいて、暮らしの足の問題を要望されていました。その中で、ライドシェアという言葉が出てきて、M a a S というような移動手段になると思いますが、M a a S に繋がるまでの、家を出てバス停に行くまでの移動手段が、これからとても不安だということでした。これから高齢化を迎えていく訳ですから、高齢者の中でも、車を手放した方も同じような要望を持たれているのではないかと思います。法令的なこともまだ課題としてあったり、一部地域でしか運用されていなかったりするようですが、このマスタープランが長いスパンの将来を見据えた計画であることから、ライドシェアというものについても、少し考えてはどうかなと思いましたがいかがでしょうか。

大山会長

ライドシェアについていかがでしょうか。

都市計画課

野毛課長

マスタープランの中で、公共交通の重要性は強く訴えていると思います。M a a S の取組を進めていきますが、やはり、富士市内には様々な交通モードがあり、地方鉄道や J R、路線バス、タクシー等が適材適所で配置されています。各々の役割分担に応じて、一番

都市計画課  
野毛課長

適したものがそのエリアを走っていくということが理想だと思います。

一方で、運転手不足というものは、全国的な傾向ですが、富士市でも極めて深刻な状況です。富士市では、市が主体となって自主運転のコミュニティバスやデマンドタクシーを運行していますが、実は、事業者をお願いしても運転手確保が難しく、思うように運行ができないということがございます。そのため、ライドシェアにつきましても、考えていく必要があると思います。これについては、国の動向を注視していきたいと考えております。ただ、ライドシェアは、どこまで走るかという難しい側面もありまして、既存の交通事業者を圧迫するようなことがあってはいけないということで、そのバランスを踏まえて、対応していきたいと考えております。

また、マスタープランへの記載方法ですが、やはり、マスタープランは、今後の大きな方向性を描く計画になります。公共交通に特化した「地域公共交通計画」を富士市でも策定しておりまして、ライドシェアにつきましても、今後、そちらの方で、必要に応じて記載、変更を行っていくという対応を図りたいと思っています。

笠井委員

先ほど、タクシーの運転手が足りないというお話が挙がりましたが、松野の方がタクシーを頼んでも来てくれないと仰っていました。移動に相当不便を感じていらっしゃる方の問題を解決するために、おそらく、一番早いのがライドシェアではないかと感じました。近所の方が乗せて、料金を払ってくだされば良いのかなと考えております。

即効性のある移動手段になることが予想されますから、これから法律の整備を見ながら、「地域公共交通計画」でも良いと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

ありがとうございました。

大山会長

「地域公共交通計画」の策定は、いつ頃でしょうか。

都市計画課

野毛課長

令和3年3月に策定いたしまして、総合計画と整合性を取る形で、計画期間を6年としていますが、必要に応じて、適宜、PDCAサイクルを行い、見直しをしていきたいと考えております。

大山会長

ほかにいかがでしょうか。

ご指摘があったように、修正点もいくつか見受けられますが、この審議会も終わりということですので、事務局にお任せいただきたいと思います。

都市計画課

大場調整主幹

改めて、冊子が完成しましたら、皆様に送付させていただきますので、その際に変更点等をご確認ください。出来る限り見やすくなるよう、地図等を使いましてお示ししていきますので、ご理解いただきたいと思います。

大山会長

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ないようですので、質疑、ご意見を終了とし、お諮りいたします。

審第1号「第三次富士市都市計画マスタープラン（案）」について、委員の皆様から質疑、ご意見等がありましたが、原案どおりで異存がないと思われまます。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ありませんので、原案どおりといたします。

大山会長

続きまして、審第2号「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（案）」について、事務局よりご説明をお願いします。

都市計画課  
野毛課長

それでは、審第2号「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（案）」についてご説明いたします。

審第2号の議案書合紙の次のページをお願いいたします。

本件につきましても、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づくものでありますが、都市再生特別措置法第81条第22項におきましても、都市計画審議会の意見を聴くことと規定されていることから、策定の節目節目において本審議会に報告させていただき、頂戴したご意見を本戦略に反映してまいりました。

このたび、昨年11月から実施いたしましたパブリック・コメントの結果を踏まえ、最終案として、とりまとめを行いましたので審議をお願いするものであります。

なお、審議内容の説明につきましては、パブリック・コメントの実施結果と併せて、担当が行いますので、よろしくをお願いいたします。

都市計画課  
金指

富士市都市計画課の金指です。

それでは、私からは、審第2号「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（案）」についてご説明いたします。

本案につきましても、「第三次富士市都市計画マスタープラン（案）」と同様に、前回、9月27日に開催しました本審議会において説明いたしましたが、付議案件でございますので、再度、計画書の内容に沿ってご説明いたします。

それでは、計画書の2ページをお願いいたします。

はじめに、1推進戦略改定の背景と目的です。



現行の推進戦略につきましては、平成 31 年 3 月に策定いたしましたが、概ね 5 年ごとに成果を検証し、見直しを図ることとしていること、また、令和 2 年 6 月に改正された都市再生特別措置法において、推進戦略を構成する立地適正化計画に防災指針の位置付けが義務付けられたこと、上位計画である第三次富士市都市計画マスタープランと整合を図る必要があることから、改定を行うものであります。

3 ページをお願いいたします。

推進戦略は、都市計画マスタープランの具現化版という性格を有しており、マスタープランで位置付けている土地利用の基本方針を具体化した「立地適正化計画」と「市街化調整区域の土地利用方針」の 2 つで構成しております。

4 ページをお願いいたします。

2 推進戦略の位置付けと目標年次です。

県が策定する「岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や市の総合計画などの上位計画に即すとともに、各種行政計画と整合・連携を図るほか、「富士市地域公共交通計画」と両輪で集約・連携型の都市づくりを推進するものであります。

計画の目標年次は、都市計画マスタープランと整合を図り、概ね 20 年後の令和 27 年とします。

5 ページをお願いいたします。

本戦略により、富士市が目指す都市づくりである集約・連携型の都市づくりの実現に向けた施策を展開することをお示ししています。

それでは、はじめに「立地適正化計画編」についてご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1 立地適正化計画とはです。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく法定計画で、居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施策、防災指針等を定めます。

9ページをお願いいたします。

2 都市づくりの基本的な方針です。今回の改定で、防災指針を位置付けたことに伴い、「基本方針5 災害リスクの低減と防災意識の向上」を追加いたしました。

10ページをお願いいたします。

3 立地適正化計画区域内における5つの区域です。ページ下段に区域設定の考え方をイメージ図で示しており、都市機能誘導区域の設定について、11ページから12ページにかけて具体的に記載しております。

都市計画マスタープランで位置付けた拠点からの徒歩圏域を抽出、商業系用途地域である商業地域と近隣商業地域を追加、工業系用途地域や住居専用地域の除外等を経て区域設定を行っております。

13ページから14ページにかけては、居住誘導区域の設定についてとなりますが、いずれの区域におきましても、都市計画運用指針に従い、土砂災害警戒区域や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の災害リスクの高いエリアは誘導区域に含めておりません。

15ページをお願いいたします。

法定の2つの誘導区域に、市が独自で設定する住宅店舗等共存区域、ゆとりある低層住宅区域、工業振興区域を併せた、計5つの区域を示したものが、ページ中ほどの区域図となります。

16 ページをお願いいたします。

4 都市機能誘導施設です。

これは、市民生活の利便性や都市の魅力・活力の維持向上といった視点から、都市機能誘導区域において求められる施設を定め、その立地誘導を図るものであります。

17 ページをお願いいたします。

都市機能誘導施設として11の施設を設定しており、各々の施設や「まちなか」、「地域生活拠点」の性格等を踏まえ、それらを誘導する区域を設定しております。また、下段にあるホテル・オフィスとコンビニエンスストアを、市独自の「立地推奨施設」に設定しております。

18 ページをお願いいたします。

5 誘導施策です。5つの基本方針に基づく14の施策を立案し、それぞれの施策の対象区域を19ページの表で整理しております。

20ページから23ページにかけては、基本方針に基づく施策の概要と期待される効果をお示ししています。

24 ページをお願いいたします。

今回の改定により新たに位置付ける6防災指針です。

防災指針とは、居住及び都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災の機能確保に関する指針のことで、防災・減災に向けた取組方針を定め、具体的な取組を展開いたします。

まず、本市の災害ハザード状況ですが、ページ下の図にあるように、既成市街地の広範囲にわたり、洪水浸水想定区域が存在していることが分かります。

25 ページをお願いいたします。

災害リスクの分析から、防災上の課題として、都市機能及び居住誘導区域内の浸水リスクへの対応、浸水被害の多い地域での浸水対策、居住誘導区域外における津波や洪水による浸水リスクへの対応の3つを整理いたしました。

26 ページをお願いいたします。

災害リスクの低減と防災意識の向上を基本方針として5つの取組方針を設定し、ハード・ソフト両面から課題解決に向けた取組を展開します。

27 ページをお願いいたします。

具体的な取組とスケジュールです。5つの取組方針ごとに取組を定めておりますが、具体的な取組内容につきましては、「水災害対策プラン」や「国土強靱化計画」で位置付けられた事業や、「都市計画法」や「立地適正化計画」に基づく制度等を抽出しております。

28 ページをお願いいたします。

7 数値目標の設定です。

5つの基本方針ごとに、計画の目標年次である令和27年の数値目標を設定しております。数値目標1から4につきましては、現行計画策定時の算出方法により、目標年次の数値を設定しております。

また、今回の改定により追加した防災指針の取組につきましては、新たに数値目標5として「自主防災組織の訓練実施状況」を設定いたしました。

以上が「立地適正化計画編」の説明となります。

続きまして、「市街化調整区域の土地利用方針編」について、ご説明いたします。

32 ページをお願いいたします。

はじめに、1市街化調整区域の土地利用方針とはです。ここでは、市街化調整区域の性質と土地利用方針の構成について記述しています。

33 ページをお願いいたします。

ここでは、市街化調整区域における土地利用の基本的な考え方を示しており、立地基準の運用や市街化調整区域の地区計画制度の適用により、秩序ある土地利用誘導を図ることとしております。

34 ページをお願いいたします。

市街化調整区域における5つの土地利用方針を示しておりますが、今回の改定において、「公共公益施設における跡地の利活用」と「観光資源の有効活用」の2つを新たに設定いたしました。

36 ページをお願いいたします。

ここでは、5つの土地利用方針ごとに、その実現手法である開発許可制度の運用と地区計画制度の適用について示しております。

37 ページをお願いいたします。

5 市街化調整区域における開発許可制度の運用です。市街化調整区域では、市街化を抑制すべき区域という性格を踏まえ、区域内の開発や建築に一定の制限が課せられておりますが、都市計画法第 34 条において、これらの行為を可能とする施設等について定めがあります。

本市では、既に運用を行っているものと、いないものがありますが、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、適切な運用を図ってまいります。

38 ページをお願いいたします。

6 市街化調整区域の地区計画制度です。ここから、41 ページにかけて、地区計画を適用するにあたっての 3 つの原則や適用候補地区の類型、区域設定のイメージを示しております。

42 ページをお願いいたします。

具体的な地区計画適用候補地区の 18 か所を示しております。

ここでは、地区ごとの土地利用方針と許容する用途を一覧表としてまとめております。現行の土地利用方針から、新たに 43 ページの表の 10 番「新富士インターチェンジ北側地区」を追加いたしました。

以上が、「市街化調整区域の土地利用方針編」となります。

45 ページ以降は、参考資料となりますが、立地適正化計画の区域図、立地適正化計画届出制度の概要、市街化調整区域の地区計画に定める事項等を掲載しております。

なお、54 ページの改定の経過にありますように、「第三次富士市都市計画マスタープラン（案）」と同様に、策定の節目節目で、庁

内検討委員会や市民懇話会、地域別説明会やパブリック・コメントで意見聴取を行い、計画案に反映してまいりました。

資料2をお願いいたします。

ここで、昨年11月から12月にかけて実施しました、パブリック・コメント制度による意見募集の結果について報告いたします。

意見提出者の数は2人で、提出された意見の数は2件でした。また、ウェブページアクセス件数は422件でした。

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方について説明いたします。

1つ目は、公共交通の利便性向上についてでした。意見を読み上げます。

富士市のバス路線はバラバラになっていて使いづらい。なので、富士市の各商店街全部をつなぐ路線（できればまちづくりセンター近くを通る）を作してほしい。

調べたら、今、岩松地区にはこうめ以外の路線がない。いっそのこと証明証を発行でもいいので、JR富士駅の路線を抜けて、梅屋敷踏切から出させてほしい。

ロゼから出ているバスのほとんどが新富士駅行きになっているのをJR富士駅行きに変えてほしい、とのご意見でした。

これらの意見に対する市の考え方は、今後の参考にするものいたします。

本案では、都市計画マスタープランで掲げる集約・連携型の都市づくりをより一層推進するため、公共交通によるまちなかと地域生活拠点の強固な連携を図るための施策を展開することとしております。

ご意見にあります、路線バス・循環バスの運行内容の改善につきましては、本案と両輪で進めていく「富士市地域公共交通計画」の中で施策として位置付けていることから、利用者のニーズを十分に把握し、交通結節点や都市拠点、ニーズの高いエリア・施設へのアクセスに配慮するとともに、必要に応じて運行内容を見直すなど、利便性の高い公共交通体系の構築に努めてまいります。

2つ目は、空き家や空き店舗等の活用と防災対策についてのご意見でした。意見を読み上げます。

空き家、空き店舗について詳しく書かれた項目があるとよかったです。

令和5年（2023）年の6月の大雨でテレビ等で報道された以上の浸水があった。浸水だけではなく、川が氾濫してすれすれまで水がきたとあちこちで聞いたので、下手に整備をしてかえって浸水被害にあったとならないようにしてほしい。（なぜここに住宅が集まっているのかそれで分かったこともあったので。）

空き家を整備して人を住まわせることもしていいのでは？そうすればわざわざ新しい家を建てなくてもいいのでは？とのご意見でした。

これらの意見につきましては、既に盛り込み済みとなります。

空き家対策の具体的な方針については、「富士市空家等対策計画」を策定しているため、本案には、詳しい記載はしておりません。

しかしながら、本案においても、集約・連携型の都市づくりを推進するため、空き家の利活用による市街地拡散の抑制や、空き店舗・空きビルなど既存ストックの活用による魅力ある拠点の形成を記載するなど、空き家対策の重要性を認識しているところであります。



都市計画課  
金指

なお、「富士市空き家等対策計画」では、空き家等の活用には、民間事業者との連携や、所有者と利用者のマッチングなどが必要となることから、その第一歩となる空き家バンクへの登録促進に向けて、所有者自らの管理意識の醸成を図ることとしております。

また、ご指摘の河川の氾濫への対応について、今回の改定により居住や都市機能の誘導を図る上で必要な、都市の防災の機能確保に関する指針である防災指針を立地適正化計画に位置付け、防災・減災に向けた取組を推進してまいります。

具体的な取組としては、「富士市国土強靱化地域計画」等と連携したハード・ソフト両面の取組を推進するほか、高頻度で床上浸水が発生している一団の区域等を災害リスクの高い区域として、居住の誘導は行わないこととしております。

パブリック・コメントの結果については以上となります。

今後は、本審議会での審議を経て、「第三次富士市都市計画マスタープラン（案）」と合わせて、3月に改定する予定です。

審第2号「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（案）」の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、願いたします。

はい、鈴木委員、願いたします。

鈴木委員

2点ほど教えてください。

25ページの「災害リスクの分析と防災上の課題の抽出」のところで、赤丸で囲まれた「居住誘導区域内における垂直避難での対応が

鈴木委員

できない箇所」が3か所ほど分かってるそうですが、垂直避難ができない箇所については、どのような防災上の配備を進めていくのかということをお教えください。

もう1点は、パブリック・コメントにおける、公共交通の利便性向上についての市の考え方についてです。パブリック・コメントで具体的な意見が出されていますが、今後の参考として、「ニーズの高いエリア・施設へのアクセスに配慮するとともに、必要に応じて運行内容を見直すなど、利便性の高い公共交通体系の構築に努めてまいります。」という回答ですが、23ページの施策の13の中に、「新たな公共交通サービスの導入」でMa a Sを記載しています。利便性の向上については、Ma a Sの導入で解決できるのではないかと考え、記載した方が親切だと思いますが、いかがでしょうか。

大山会長

この2点についてご説明をお願いします。

都市計画課  
大場調整主幹

25ページに、垂直避難が難しい赤丸の3か所を表示してございますが、今回、こちらの対応につきましては、それぞれ、「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」等がございまして対応が書いてあります。

今回、「立地適正化計画」ということで、当課としては、こちらを居住誘導区域から外すという対応をさせていただきました。

ただ、3つあるうちの、まちなかに位置している部分が1つあります。こちらにつきましては、まちなかという重要性から、ハードでの対応というより、避難等の誘導というソフトでの対応をすることということで、あえて居住誘導区域から外すことはしませんでした。

都市計画課  
野毛課長

2点目につきましては、実は、こちらは無記名の方からのご意見でした。

都市計画課  
野毛課長

内容としては、「今、岩松地区にはこうめ以外の路線がない。いっそのこと証明証を発行でも良いので、JR富士駅の路線を抜けて、梅屋敷踏切から出させてほしい。」というところの意図を読み取ることができませんでした。

岩松地区には、ひまわりバスという、非常に利便性の高いコミュニティバスを、富士急静岡バスが運行しています。

また、「ロゼから出ているバスのほとんどが新富士駅行きになっている」と書かれていますが、ロゼシアター付近にはバス停が2つあり、北側にあるロゼシアター前というバス停から出るバスは、新富士駅に向かっています。もう1つは、南側にロゼシアター入り口というバス停がありまして、こちらから出るバスは、全て富士駅に向かっており、本数も多いです。新富士駅に行く際には、こちらの路線をご利用いただくと良いかと思います。市内を走るバスの中でも高頻度で運行しているバスになります。

今回は、ご意見の意図が分からず、なおかつ無記名だったため、このような回答となっております。ただ、Ma a Sの取組の中でも、情報発信は重要な取組と位置付けておりますので、これからもPR等に努めていきたいと思っております。

鈴木委員

ありがとうございます。

居住誘導区域内で垂直避難できないが、今回、都市機能誘導区域から外していない、というところが1か所あるということは、理解はできませんが、了承させていただきたいと思っております。

公共交通の利便性向上について、実は先日、のるーとふじに乗車しました。富士高校の前までは行けますが、そこから富士駅までの乗り換えが大変でした。結局、1キロメートルほど歩いてしまいました。

鈴木委員

これは、「Mobility as a Service」ですから、まさしく乗り換えが簡単になるアプリを、今後導入していただきたいと思いましたが、質問させていただきました。

大山会長

今回、見直しということで、策定時にはあまり防災のことが考えられていなく、当初であれば、もしかしたら都市機能誘導区域の方も外すことが検討されていたのだと思います。

都市機能なので、ソフト面だけでなく、新しく施設があった場合には、例えば、1階部分を嵩上げする等のハード面の整備を含めて対応が考えられるのではないかと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、質疑、ご意見を終了とし、お諮りいたします。

審第2号「富士市集約連携型都市づくり推進戦略改訂版（案）」について、委員の皆様から質疑、ご意見等がありましたが、原案どおりで異存がないと思われま。

本案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ありませんので、原案どおりといたします。

以上をもちまして、本日の審議案件は終了となります。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

次第5、その他といたしまして、富士農林事務所所長、西室様よりお知らせがございますので、少しお時間を頂きたいと思ひます。

西室様、お願いいたします。

西室委員

(事業案内)

事務局

ありがとうございました。

最後になりますが、次回の都市計画審議会についてご案内申し上げます。

次回につきましては、令和6年3月27日水曜日午後2時の開催を予定しております。開催通知等につきましては、改めてご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回富士市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。

(午後3時30分 閉会)